

## 会 議 録

審議会等の名称	平成28年第11回教育委員会（定例会）
開催日時	平成28年9月27日（火）14:00～15:06
開催場所	山口市役所別館1階第2会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	宮原委員長職務代理者、横山委員、佐々木委員、竹内委員、佐藤委員、岩城委員
欠席者	大野委員長
事務局	山根教育部長、末貞社会教育担当理事、眞砂教育総務課長、伊藤教育施設管理課長、江山学校教育課長、山見社会教育課長、原田文化財保護課長、中原中央図書館長、石川教育総務課主幹、岡本教育総務課副主幹
付議案件	<p>議 案</p> <p>（1）山口市社会教育委員の委嘱について</p> <p>報告事項</p> <p>（1）平成28年9月定例市議会における教育民生委員会の概況報告及び一般質問の対応状況について</p> <p>（2）平成27年度教育費決算の概要について</p> <p>（3）平成27年度山口市奨学基金の運用状況等について</p> <p>（4）社会教育委員会議の協議内容について</p> <p>（5）社会教育委員会議からの答申について</p>
	<p>宮原委員長 職務代理者</p> <p>それでは、ただいまから、平成28年第11回教育委員会（定例会）を開会いたします。本日は、大野委員長が御欠席されておりますので、委員長職務代理でございます私が委員長に代わり議事を進行させていただきます。</p> <p>会議録の署名につきましては、横山委員さんと佐々木委員さんをお願いしたいと思います。</p> <p>本日は、議案1件、報告5件となっております。</p> <p>公開・非公開を確認する議案等はございませんので、順番どおり始めたいと思います。</p> <p>では、議案第1号の「山口市社会教育委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。山見課長。</p>
	<p>山見社会教育課長</p> <p>議案第1号山口市社会教育委員の委嘱について御説明をいたします。資料番号①、議案集の1ページから3ページでございます。</p> <p>社会教育委員につきましては、社会教育法並びに山口市社会教育委員の設置に関する条例の規定によりまして、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育向上に資する活動を行う者、学識経験者などの中から教育委員会が委嘱することになっております。</p>

あわせて、職務につきましては、社会教育法の規定により社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に対する意見、必要な研究調査となっております。

5月の教育委員会定例会において御報告いたしましたとおり、山口市社会教育委員の設置に関する条例の規定により委員の任期は2年、定数は25名以内となっておりますが、定数につきましては山口市審議会等の設置に関する指針により、定数15名以内で選任作業を行ってまいったところでございます。現委員の任期が9月30日で終了することに伴い、現委員の再任に対する意向の聞き取り、市ホームページや市報による公募委員の募集などを実施したところでございます。

その結果、選任いたします委員の候補者につきましては、議案集の2ページのとおり、新規にお願いする委員5名と引き続きお願いする委員10名の計15名を、10月1日から2年間を任期として委嘱するものでございます。

なお、2ページの3にございますとおり、このたび新規に委嘱する5名の委員のうち嶋岡さんにつきましては、中学校長会から推薦をいただいた方でございます。

次に、縄中さんにつきましては、阿知須地域の社会教育関係者が御退任されますことから、同じく阿知須地域の社会教育関係者として阿知須地域交流センターから推薦をいただいた方でございます。

次に、山本さんにつきましては、阿東地域の社会教育関係者が御退任されますことから、同じく阿東地域の社会教育関係者として阿東地域交流センターから推薦をいただいた方でございます。

次に、吉田さんにつきましては、山口市連合婦人会を代表されました方が御退任されますことから、同じく山口市連合婦人会長から推薦をいただいた方でございます。

最後に、金子さんにつきましては、公募によるものでございまして、4にありますとおり、教育部長を委員長とする7名の委員によって組織する公募委員選考委員会により、応募論文の審査をもとに選考いたしましたところでございます。

これら5名の方を含めました、隣の3ページの名簿にございます15名の委員の皆さんに、本年10月1日から平成30年9月末日まで社会教育委員を委嘱しようとするものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

宮原委員長  
職務代理者

議案第1号について、御意見や御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

議案第1号について承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、報告事項に移ります。報告第1号の平成28年9月定例市議会における教育民生委員会の概況報告及び一般質問の対応状況について、事務局から説明をお願いします。山根教育部長。

山根教育部  
長

まず、議案の審査状況についてでございます。先日の教育委員会定例会で御審議いただきました平成28年度の一般会計補正予算、大歳小学校校舎増改築工事の請負契約の締結及び山口市立小中学校教育用コンピュータ等の取得につきましては、9月の定例市議会で可決されましたことを御報告申し上げます。

それでは、資料②の1ページを御覧ください。

教育民生委員会では、2件の概要報告をいたしたところでございます。原文を読み上げまして報告とさせていただきます。

まず、市立中学校で発生いたしましたいじめ事案に係る調査等の経過報告について申し上げます。

昨年10月末に市立中学校で起こり、12月に重大事態といたしましたいじめ事案につきましては、重大事態に係る事実関係等を明確にするための組織として設置しております山口市いじめ問題調査委員会において調査を継続しております。本調査委員会は、本年3月以降に5回開催いたしまして、事実関係の確認、事実発生後の学校及び教育委員会の態勢や対応に関して詳細な調査を進めてまいり、現在調査結果を取りまとめているところでございます。今後は、本調査委員会の調査結果をもとに新たな第三者委員会として、仮称でございますが、対応検証委員会を設置し、当該事案における学校及び教育委員会の対応について検証してまいりたいと考えております。

次に、旧桂ヶ谷貯水池堰堤の文化財登録原簿への登録について申し上げます。

小郡上郷にございます旧桂ヶ谷貯水池堰堤は、旧小郡市街地の用水路の水源として大正12年3月に竣工いたしましたところでございます。構造は重力式コンクリート造となっており、緩やかなアーチ平面と赤いレンガ積みで丁寧に築かれた取水塔や高欄が優美な景観を保っていることを特徴としております。堰堤は、地域の水道史上に欠かすことができない建造物であることが評価され、平成28年3月11日に開催されました国の文化財審議会において登録有形文化財に登録するよう答申されていましたが、平成28年8月1日付の官報において告示され、正式に国の登録有形文化財となったところでございます。今後は、保存と活用に関する基本的な方針を、地域の皆様の御意見を賜りながら策定いたしまして、堰堤周辺の整備とともに、地域資源としての活用策を検討いたすこ

ととしております。

続きまして、一般質問についてでございますが、このたび7名の議員から御質問をいただいたところでございます。

本日は、このうち山本貴広議員の学校施設整備についてのうちのエアコン設置と、村上満典議員の奨学金制度の拡充、そして尾上頼子議員の小・中学校の部活動の中の外部指導員の位置づけについて御説明させていただきます。

まずは、資料10ページの10行目から御説明させていただきます。

エアコン設置についてでございますが、本市では公施設の安全面や機能面の改善を計画する中で、安全で快適な学習環境の整備を目指し、全ての普通教室に扇風機を設置いたしたほか、個別の状況に応じ一部の特別教室等へのエアコン設置を進めているところでございます。本年度も各学校におきまして実施いたしております教室の温度及び湿度の調査結果や近年の暑さ、社会環境の変化などから、子どもたちの学習や生活の場としての教室の温熱環境に対しましては扇風機を超えるさらなる対策を講ずる必要があると強く感じたところでございまして、全ての教室へのエアコンの設置に向け、具体的な検討を進めることといたしているところでございます。

議員御案内のとおり、平成27年12月17日付の内閣府及び総務省からの通知文により、地方公共団体等においては事業費10億円を超える公共事業を実施する場合、PFI等、民間資金を活用した手法の導入が適切かどうかを優先的に検討することが望ましいとされているところでございます。本市において、学校施設へのエアコン設置事業を行う場合、年度予算の低減と平準化を考えますとこの対象となることが想定されますことから、まずPFI手法等を導入することが適当かどうかを検証するPFI導入可能性調査を実施する必要があるとございます。調査に当たりましては、最適な空調エネルギーの種別、設置計画に沿った整備期間、整備費用や維持管理費用などのほか、資金調達等も含め効果的な整備手法について詳細に調査研究を行いまして、その検証作業を手がかりに本市にとって最適な整備方法が見えてくるものと期待いたしております。

この検証作業につきましては、専門的な知見が必要となりますので、専門業者への調査委託等を行いたいと考えております。

エアコンの設置につきましては、多額の経費を必要とすることが想定されますが、学校における学習生活環境を改善し向上させることは次代を担う子どもたちの成長に大変重要でありますことから、鋭意取り組んでまいり所存でございます。

エアコンについては、以上のように答弁させていただいたところでございます。

次に、24ページを御覧ください。

3行目から説明させていただきますが、奨学金制度についてでございます。

本市の奨学金制度は、財団法人内海奨学会事業から委譲された財産と旧秋穂町及び旧阿知須町で運用されておりました奨学金事業を引き継ぎ、平成22年度から山口市奨学基金を財源にして創設いたしましたものでございます。

本市奨学金制度は、進学 of 意欲と能力を有する学生が経済的理由により進学 of 志を断念することがないように、大学等高等教育に進学する学生に対し、無利子の奨学金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的としております。貸与額は月額4万円を上限に、貸与人数は毎年7名程度、貸与期間は在学する学校等の正規の修学期間としておりまして、返還につきましては貸与期間の終了から6カ月を経過した後に貸与を受けた期間の2倍以内の期間で返還していただいているところでございます。また、病気など特別な理由によりまして奨学金の返還が困難と認められる場合は、返還猶予または免除することができるものといたしております。

このページの3段落目から説明させていただきます。

さて、議員御案内のとおり、国におかれましては、平成28年6月2日に閣議決定されましたニッポン一億総活躍プランにおいて、返済不要である給付型奨学金制度創設に向けた検討を進めるとされ、所得に応じて返還額を変化させる所得連動返還型奨学金制度につきましても導入に向けて検討を進めておられるところでございます。また、現行の無利子奨学金制度につきましても、学力基準や家計基準を満たした希望者全員への貸与の実現を目指すこととされているところでございます。

こうした奨学金制度の拡充につきましては、未来を担う優秀な人材の育成に向けた大きな一助となることから、国及び地方の活力につながる有効な政策と認識いたしております。全ての学生が経済的理由により進学を断念することなく、夢に向かって頑張ることができる社会の実現に向けて、本市といたしましても給付型奨学金制度の創設や無利子奨学金制度の拡充など奨学金制度のさらなる拡充につきましても、市長会や都市教育長協議会等を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

また、今後の本市奨学金制度につきましても、国の動向を注意していく中で、他の奨学金との併用や返還猶予、返還期間等の制度の運用に加え、成績要件につきましても各都市の事例等も踏まえた研究をいたし、教育なら山口と実感していただける特色ある制度設計に努めてまいり所存でございます。

奨学金については、以上のように御答弁させていただきました。

次に、35ページを御覧ください。

35ページの2段落目以降になります。外部指導者の実現についてで

ございます。

部活動は、各学校における生徒、教職員の人数や施設、設備、地域の実情等を考慮しながら実施しているところでございます。しかしながら、ここ数年、多様化する生徒及び保護者のニーズに対しまして、教職員のみで十分に対応できていない状況もあると認識いたしております。こうした中、部活動の意義や目的を理解し、支援をしていただく学校外の指導者、いわゆる外部指導者の支援を求める学校が増加しております。

本市におきましても、現在、山口県中学校体育連盟外部指導者登録制度に登録されている68名の方に、14校の中学校で外部指導者として専門的な技術指導や指導経験の少ない顧問への指導助言等をいただきながら、部活動の活性化と技能の向上を図っているところでございます。

このように、善意で学校や部活動に御協力を賜っております地域の方々に対しましては、各学校において指導者としての委嘱を行うなど、外部指導者の地位、立場を明確にするよう教育委員から働きかけてまいります。

なお、今後の部活動のあり方についてでございますが、部活動は共通の興味関心を持った生徒がより高い水準の技能や記録向上を挑戦する中で、その種目や分野の楽しさ、奥深さを味わったり、向上心や責任感、協調性などを高めたりすることができるなど、中学生にとって心身の成長に大きな役割を果たすものと捉えております。

教育委員会といたしましては、議員御案内のとおり、外部指導者に御協力をいただくことにより教員本来の業務でございます授業の準備や生徒と向き合う時間を確保しやすくなるものと認識いたしております。

また、部活動の指導に伴う教職員の負担軽減につきましては、現在の教職員を取り巻く環境づくりにおいて全国的な課題となっておりますことから、国の動向にも注視しながら心身ともに大きく成長する中学生が外部指導者など地域の力をお借りすることで部活動が充実したものになりますように取り組んでまいりたいと考えております。

また、外部指導者に対しましては、陰料の負担や実費弁償のあり方について、ただいま文科省で現学校現場における業務の適正化に向け検討中ですので、国の動向を見ながら研究してまいりたいと考えております。

外部指導員については、以上のように御答弁しております。

私からの報告は、以上でございます。

宮原委員長  
職務代理者

ありがとうございました。

それでは、御意見や御質問はありませんか。よろしいですか。佐々木委員。

	<p>佐々木委員 部活動の外部指導者について、36ページには人数などが書いてございまして、68名の方が中学校で外部指導者として指導に当たってくださっているということですが、この外部指導者は、外部指導者だけでその部活動の指導をされるという、逆に言うと、教員が部活動の顧問としては存在しないという形、すなわち、この外部指導者が顧問であるような形というのは、存在するのでしょうか。</p>
	<p>宮原委員長 江山課長。 職務代理者</p>
	<p>江山学校教育課長 学校の部活動は、その学校に何々部が設置してあれば必ず顧問をつけるようになっていきますので、ここにある外部指導者の方についてはその顧問の補助という形の外部指導者でございます。</p> <p>水泳とかバドミントンとかその学校で活動しない、臨時的な部についても、大会等の引率のため、学校で顧問をつけております。ただ、活動については、外のスイミングであったり、別のスポーツサークルであったり、そういうところでやっておりますので、そこでの指導者がそのまま外部指導者という形になっております。</p> <p>なぜ、こういう登録をするかと申しますと、県中体連の大会では、外部指導者の登録がないとベンチ入りや引率ができないという規定がございますので、こういった登録制度が行われているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>佐々木委員 関連してもう一点、よろしいですか。</p> <p>外部指導者に協力をいただくことによって、部活動の活性化を図っていくということは、重要なことだと思います。議員さんの御質問や答弁にもありましたように、教職員の負担軽減につながるということも十分考えることで、結構なことだと思います。</p> <p>逆に、部活動を相当一生懸命頑張っておられる教員の方もいらっしゃる、外部の方に委ねたくないという方もいらっしゃるのではないかと思います。</p> <p>そういう先生方を目指して広域から入部してくる、場合によっては県外から入部する中学生もあろうかと思いますが、そういうときの教職員は、部活動に対してどのように考えているのでしょうか。例えば、自分は身を引くが、そのかわり別の仕事に一生懸命やるというパターンもあるでしょうし、ずっとやってきたから自分はやり続けるということもあるでしょう。教職員それぞれのニーズにどう応じていくのでしょうか。</p> <p>また、特定の部が強いということで、広域から生徒が入ってきているような学校ですと、すぐれた指導者が残ることによって、寮や宿舎がクリアできれば、生徒の減少は、食いとめられるというようなこともあろうかと思えます。学校単位でのニーズ調査を実施したり、方針を出したりするというようなことは、今後行われるのでしょうか。</p>

	<p>もう一度簡単に言うと、将来的なことを含めて、対教員に対する調査や働きかけ、对学校に対する調査、方針、働きかけを実施されるのでしょうか。</p>
<p>宮原委員長 職務代理者</p>	<p>江山課長。</p>
<p>江山学校教 育課長</p>	<p>かなり大きな質問でしたが、中学校の部活動は、基本的には学校の中でどの部をつくってやっていくのかというのを決めておきまして、学校長が、設置してある部と教職員メンバーから最適な方に顧問をお願いするというのが一般的でございます。</p> <p>また、教職員全員が部の顧問になるようお願いをして、主顧問と副顧問という形で、学校教育の一環としての部活動にみんながかかわるということをやっております。</p> <p>外部指導者をお願いするかどうかという点については、その顧問が、自分だけでできるという自信があれば、自分でやりますと言われますが、地域の方から声があがった場合には、校長といただきますか、学校側と面談いたしまして、学校の方針、部の方針等についてお話した上でお願いする、あるいはお願いしないということを決定しております。</p> <p>教員の年齢が高く、技術的な指導が難しいような場合には、技術指導ができる地域の方に、そういった話をした上で技術指導のお願いをすることで、部活動が成り立っている状況でございます。</p> <p>今後の部活動の方針として、その顧問がいるから生徒が集まってくるというお話もありますが、県教委におかれましては、公募型の人事異動を行われておりますので、例えば、野球部の顧問が7年たって異動しそうだというときには、学校長が、技術指導的なものが壊れないように、自分の学校に野球をやってくれる人が欲しいという公募をかけます。また、市教委は、部活動をもとにした人事異動は行いませんが、教科と部活動との兼ね合いがうまくいけば、校長と相談の上、その部活が途切れないような対応をしております。</p> <p>誰が何の部活を持てるかという調査については、簡易なものを年度末に実施することがありますが、先程も申しましたように、中学校の人事異動は、部活動ではなく担当する教科で行っておりますので、中学校の部活動については、各学校がその地域の実態、保護者のニーズ、生徒のニーズに合わせて設置するという形をとっております。</p> <p>以上です。</p>

	<p>佐藤委員      自分の経験からしかわからないのですが、佐々木委員さんが言われたように、中学校の部活では、その先生がいるからその部活が強くなる、逆にその先生がいなくなると急に手薄になってしまうので、外部指導者が入ってくださると、その技術が受け継がれ、新任の先生が来ても大丈夫だというようなことが、私の子どものときにもそういう感じを受けたところです。それはとてもありがたいことでしたし、先生と生徒ではない外部の方が入ることで、閉鎖性というか、部活の中での行き詰まり感のようなところから、学校が解放されるということにも役に立つというふうに、自分の経験としては感じています。</p> <p>ただ、外部指導者に対する費用弁償が、とても少ないです。例えば、試合があった場合に、顧問の先生に加え、外部指導者も引率されるのですが、外部指導者のお弁当は出ません。試合が午前中で終わるため、大会からのお弁当支給がないような場合には、親の会からお弁当を出したり、また、練習試合に行かれても、本当は顧問の仕事なのでということで一切費用が弁償されない中で、保護者が車を出したりすることもあるので、その方たちの身分保障がもう少し進めば、とてもいい制度だと感じました。</p>
	<p>宮原委員長      江山課長。 職務代理者</p>
	<p>江山学校教育課長      ありがとうございます。まず身分保障につきましては、市議会のときにも話がありましたので、学校から委嘱状を出すようにいたします。これは単なる紙切れ1枚ということではなく、外部指導者が子どもたちとか先生方から、この方は何々部の外部指導者だという位置づけがはっきりして、どの人からもそういった声かけがあるような、そういった身分保障に加え、指導時に怪我をされた時の保険についても、学校教育課が予算措置をし、各学校で加入できるようにいたします。</p> <p>また、移動につきましては、佐藤委員さんがおっしゃったように、PTA旅費等、いろいろなところから出しております。私自身の経験から申し上げますと、私が校長であった場合には、その方々の負担がないようにできるだけ配慮しているのですが、そこは各学校に任されているのが現状でございます。</p> <p>外部指導者のそういった費用の件につきましては、国におかれましても業務改善の部分で外部指導者の位置づけについて話題にしておりますので、その動向を見ながら研究してまいりたいと存じます。</p> <p>以上です。</p>

	<p>宮原委員長 職務代理者</p> <p>部活動につきましては、ほかにございませんでしょうか。</p> <p>私からも部活動についてですが、子どもたちはもちろんですが、保護者の理解が必要だと思います。学校から保護者に、部活動の本来の意義、位置づけ、あり方を説明していただいて、顧問、外部指導者、子どもたち、保護者で共有して部活動が進められるといいなというふうに思っています。保護者の方たちの思いは本当にさまざまで、とても保護者代表と言えるような方はいらっしゃらないと思いますが、学校は、部活動を通して子どもたちの成長をサポートしていきたいということを、保護者に理解していただくということは、とても大切だと思います。</p> <p>ほかにございませんか。佐藤委員。</p>
	<p>佐藤委員</p> <p>保護者の件に関して、先生の熱さもですが、保護者の熱さも年度によって大きく違うように思います。毎週末に練習試合が入って、毎回送迎することに対して、子どものためならそれは楽しいことだと思う保護者の集まりと、負担だと思う保護者の集まりが存在しています。その点についても、先生の方針によって変わってしまうのは難しいので、外部指導者のように統一した見解を持たれた先生に指導していただきたいのはもちろんなのですが、お金だけではなく、時間的な負担ができる保護者とそうでない保護者について、学校側から配慮していただけるとよいと思います。熱くなればなるほど、強くなればなるほど、どこかで歯止めをかけてもらわないと、切りがないというふうに感じました。</p>
	<p>宮原委員長 職務代理者</p> <p>はい。江山課長。</p>
	<p>江山学校教 育課長</p> <p>部活動の方針については、4月当初の学校だより等の広報やPTA総会、また、PTA総会後の部活動保護者会や随時の部活動保護者会の中で説明をしておりますが、佐藤委員さんがおっしゃったように、もっとやってくださいという学年と、やり過ぎではないかという学年がございます。学校や顧問と保護者とが話し合いを行い、こういうふうやっていくという方針を共通理解した上で、そして子どもたちもそれを理解した上で取り組みましょうということを校長会で指導しておりますが、今後もしっかりと指導してまいりたいと存じます。</p>
	<p>宮原委員長 職務代理者</p> <p>ほかにも、報告第1号について、何か御意見、御質問はありませんか。</p> <p>私も質問したいことがございます。資料②の1ページ、いじめ事案に係る調査の経過報告についてですが、現在のところ、いじめ問題調査委員会によって調査がされて、調査結果を取りまとめているというところで、その後に、仮称ではありますが、対応検証委員会というのが今後開催されます。これは、対応についての検証ということだと思いますが、この検証には、次への提言も入るものなのか、また、調査委員会とはどういうふうに違うのかといった、対応検証委員会の中身を教えていただきたいと思います。江山課長。</p>

<p>江山学校教育課長</p>	<p>いじめ問題調査委員会につきましては、既に5回開催いたしており、事案の発生原因について、子どもたちからの聞き取りや学校からの報告書を踏まえまして、5名の委員さんに調査内容を取りまとめいただき、現在、報告書の作成を行っているところでございます。</p> <p>この報告書は、まとめられた後に教育委員会へ提出され、それを教育委員会から市長へ報告するという形をとっており、どういう経緯で今回のいじめ事案が発生したかという内容の報告になっております。</p> <p>仮称でございます対応検証委員会につきましては、いじめ事案発生後の学校及び教育委員会の対応がどうであったかということについて検証する組織でございまして、調査委員5名の方に、新たに2名に加わっていただき、その対応を検証していただくというふうに考えております。</p> <p>そこでは、対応の仕方等について御指摘をいただくのですが、併せて、現在の山口市いじめ基本方針の内容の見直しを含めた検証になるものと考えております。</p>
<p>宮原委員長 職務代理者</p>	<p>わかりました。ありがとうございました。 それでは、ほかに。佐藤委員。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>奨学金のことで質問です。山口市独自の奨学金は、国の奨学金との併用は、今の時点ではできないということによいですか。</p>
<p>宮原委員長 職務代理者</p>	<p>眞砂課長。</p>
<p>眞砂教育総務課長</p>	<p>山口市の奨学金につきましては、国の奨学金との併用はできないということになっております。また、山口県が実施されておりますひとづくり財団奨学金の規定におきましても、他の奨学金との併用はできないというふうになっております。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>私が働いているところは私学ですが、国の奨学金や県の人づくり財団奨学金を受けている学生もいるのですが、それだけでは生活が成り立っていないのが現実です。ほぼ半分の学生が奨学金を受けていて、アルバイトをするのですが、そうすると学業が成り立っていないというようなことが非常に多いです。市独自の奨学金制度というのであれば、返済の免除ではなくても、返済期間の延長をするだけでもよいと思います。国プラスアルファで同時に受給できないと、今の奨学金だけでは生活が成り立っていない学生が多いと感じています。</p>
<p>宮原委員長 職務代理者</p>	<p>眞砂課長。</p>

	<p>眞砂教育総務課長 奨学金を併用することについてですが、山口市の奨学金は、返済を要する貸与型の奨学金でございます。他の奨学金と併用すれば、現在の返済額4万円が、5万、8万というように膨れ上がってまいります。そうすると返済がとても困難になりますので、要綱や条例を制定したときも併用はしないということにしたものと思われまます。</p> <p>佐藤委員さんが言われましたように、返済期間を延ばしたり、国が検討されておりますように、所得に応じて返済額を変えていくなど、そういったことで山口市奨学金の特徴を検討していく必要があると考えております。</p>
	<p>宮原委員長 職務代理者 よろしいですか。ほかに何か御質問や御意見はありませんか。佐々木委員。</p>
	<p>佐々木委員 資料②の御説明いただいたところではないのですが、よろしいですか。</p> <p>28ページに渦上中学校のフェンスについて書いてありまして、一番下の、同校の敷地内に高低差があり危険性が高いと判断いたしましたと記載されております。</p> <p>その後を読ませていただきますと、不審者対策等々があつて、防犯上というようなことも書いてあります。敷地内に高低差があつて危険性が高く、なおかつ、不審者が入ってくるということに対する防御としてのフェンスの機能が、余り果たされてないというような感じに読めるのですが、そのあたりについて、もう少しお聞かせいただければと思います。</p> <p>学校によっては、しっかりしたフェンスがあるところもありますし、意図的にそれをあけておられるところもあります。逆に必ずフェンスを閉めておいて、車で行くと、降りて開け閉めする必要があるところもございます。また、進入するとそのことがわかって、チャイムのようなものが事務室で鳴るなど、学校によっていろいろあると思いますが、この渦上中の高低差問題といいますか、フェンス問題は、市議会で取り上げられているということからして、他校と比べてかなりの問題があるというような認識であったのではないかと思います。実際にそれほど問題があったのか。また、その問題はどのような問題であったのかということをお教えいただければと思います。</p>
	<p>宮原委員長 職務代理者 伊藤課長。</p>
	<p>伊藤教育施設管理課長 渦上中学校でございますが、敷地の周囲のフェンスが一部ないということ、それから高低差があるということは、以前からということでございました。</p> <p>人事異動等もありまして、4月に教職員さんが変わられたということで、新しい視点から、中学校の敷地の周囲は、ほかと仕切るべきではないかという御意見をいただいたところでございます。きちんと鍵をかけるかどうかはともかくとして、周囲から簡単に入られるということはよ</p>

くないのではないかと。フェンスをどういう高さにするのか、鍵をつけるかつかないかなど課題はございますが、学校としては、まず、ここは学校の敷地ですよという主張をすべきではないかということでございます。

現実的に不審者が多いということではなかったのですが、学校の敷地と別の敷地との区切をはっきりしたいという御要望でございました。

高低差につきましては、以前からの問題でございます。高低差がある部分に階段がついていたのですが、この階段の横、敷地の下のほうに倉庫がございます。倉庫は倉庫として普通に使えばよいのですが、子どもたちが、上の段の敷地から倉庫の屋根に上ることもあってはないかと。また、屋根から階段にジャンプするなど、いろいろなことが考えられるが、そのままでもいいのだろうかということになったものでございます。

そうした御指摘を受けまして、不審者に乗り越えられないように防護フェンスを設置いたしたところでございます。

敷地の周囲は、かなりの長さがございます。また、フェンスの高さをどのくらいにするのかということも、まだ決定しておりません。今後、学校と協議して決めていきたいと考えております。

現実的には、不審者対策というものではないですが、将来そういう事件が起こる可能性があるということを考えたときに、まず、第一歩として、学校の敷地とその他を仕切りたいという思いを、教育委員会といたしましても考慮した上で取り組んでいるところでございます。

以上です。

宮原委員長  
職務代理者

ほかにございませんか。

それでは、続きまして、報告第2号の平成27年度教育費決算の概要について事務局から説明をお願いします。末貞社会教育担当理事。

末貞社会教  
育担当理事

報告第2号平成27年度教育費決算の概要について御説明させていただきます。

資料番号①の議案につきましては5ページでございます。

平成27年度教育費決算の概要につきまして下記により御報告するものでございます。

下記の別冊でございますが、資料番号は③でございます。こちらの資料を御覧いただければと存じます。資料番号③の1ページを御覧ください。

初めに、一般会計歳出決算のうち教育委員会事務局全体の状況についてでございます。

平成27年度の予算現額は、当初予算額に前年度からの繰越額、補正予算額を加えまして、左のほうから57億5,567万5,000円でございます。これに対しまして、支出済額は51億5,627万9,434円で、執行率は89.6%となっておりますが、平成27年度の予算現

額から翌年度への繰越額、その右側にございますが、3億380万円を除きました執行率は94.6%でございまして、不用額は2億9,559万5,566円となっております。

また、下の26年度の支出済額50億6,600万7,719円と比較いたしますと9,027万1,715円の増加となっております。この増加の主な要因といたしましては、ICT環境整備に係りますタブレット端末、液晶ディスプレイの導入でありますとか、教科書採択替えに伴います教員用教科書及び指導書の購入、小学校施設に係ります学校建設費の減少などによる小学校費約5,600万円の減少、また中学校施設に係ります学校建設費の増加などによる中学校費約2億4,600万円の増加、ほかに図書館システム更新費用の減少などによります社会教育費約1億3,200万円の減少や学校給食室増改築工事費の増加などによります保健体育費約4,800万円の増加などによるものでございます。

次に、資料の2ページを御覧になってください。

2ページから3ページ、4ページにかけてまして教育費の決算につきまして、款項目別に、また課ごとの内訳をお示ししております表でござい

ます。この中で、不用額の多いものにつきまして主な不執行理由について御説明させていただきます。ここでは、特に繰越明許費を除きました執行率、右から2列目でございますが、こちらが90%未満と低く、なおかつ一番右の列の不用額が100万円を超えるものについて御説明させていただきます。

3ページの上から3行目に職員人件費がございまして、これも該当いたしますが、こちらは総務部の所管となりますので省略させていただきます。

恐れ入ります、4ページを御覧ください。

4ページの下から5行目、項保健体育費、目学校給食費のうち、教育施設管理課所管分につきましては、支出済額が2億904万4,482円で、執行率は73.5%、不用額が7,549万1,518円となっております。これは、学校給食施設増改築事業の工事費の入札減でござい

ます。これは、学校給食施設増改築事業の工事費の入札減でござい

次に、同じく4ページの一番下の行でございまして、款災害復旧費、項文教施設災害復旧費、目公立学校施設災害復旧費、教育施設管理課所管部につきましては、支出済額が986万3,710円で、執行率は82.6%、不用額は207万3,290円となっております。これは、平成27年8月25日の台風15号によります災害により執行いたしましたものでござい

ますが、その後、災害復旧の対象となるような災害がござい

ませんでしたことから不用額となったものでござい

ます。

報告は以上でございまして、よろしくお願ひ申し上げます。

	<p>宮原委員長 職務代理者</p> <p>それでは、報告第2号について御意見や御質問はありませんか。よろしいですか。</p> <p>それでは、続きまして報告第3号の平成27年度山口市奨学基金の運用状況等について事務局から説明をお願いします。眞砂課長。</p>
	<p>眞砂教育総務課長</p> <p>それでは、報告第3号山口市奨学基金の運用状況等について御説明申し上げます。</p> <p>資料①の議案6ページ、7ページを御覧ください。</p> <p>山口市の奨学金制度は、進学の意欲と能力を有する者で、経済的理由により就学困難な者に対しまして、修学上必要な学資を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的に創設したものでございます。山口市奨学基金は、この奨学金の貸与及び返還に資するため設置運用されております。</p> <p>それでは、平成27年度山口市奨学基金の運用状況でございます。7ページでございます。</p> <p>まず、平成27年度山口市奨学基金の運用状況で、平成26年度末現在の現在高は、貸付金2,304万円、現金が6,902万8,115円です。27年度中増減高は、貸付金がマイナス33万5,000円、現金87万9,049円の増でございます。平成27年度末現在高は、貸付金2,270万5,000円、現金6,990万7,164円となっております。</p> <p>次に、平成27年度中貸付金増減高の内訳でございますが、貸付金が492万円、返還金がマイナス525万5,000円でございます。合計でマイナス33万5,000円でございます。</p> <p>次に、平成27年度中現金増減高の内訳ですが、貸付金がマイナス492万円、返還金525万5,000円、寄付金40万円、利子14万4,049円でございます。合計87万9,049円でございます。</p> <p>次に、平成27年度奨学生の採用状況でございますが、応募人数6人、うち採用した者は4人、辞退した者が2人で、これは他の奨学金が受けられることとなったため辞退されたものでございます。</p> <p>次に、平成27年度末時点の奨学生の状況でございますが、貸し付け中の者が10人、返還中の者が16人、完納した者が4人、返還据え置き中の者が2人でございます。返還据え置き中の2人につきましては、いずれも大学院に進学されたため2年間の返還猶予をしております。</p> <p>参考までに、右側のほうに平成28年度奨学生の採用状況、平成28年度9月現在の奨学生の状況を記載しております。</p> <p>以上で、報告第3号の説明を終わります。</p>
	<p>宮原委員長 職務代理者</p> <p>報告第3号について、御意見や御質問はありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、続きまして報告第4号の社会教育委員会議の協議内容について、事務局から説明をお願いします。山見課長。</p>

山見社会教育課長	<p>報告第4号社会教育委員会議の協議内容について御報告いたします。</p> <p>資料番号①の議案集8ページ、9ページでございます。そのうちの9ページを御覧ください。</p> <p>そこにありますとおり、去る8月22日に小鯖地域交流センターにおいて第10回社会教育委員会議を開催いたし、委員15名のうち13名が出席されたところでございます。</p> <p>会議では、まず協働のまちづくりを推進するためのライフステージに応じた人材育成の方策の答申書案の内容が生かされるよう地域交流センター職員との意見交換がワークショップ形式で行われたところでございます。参加者、内容については記載のとおりでございます。委員の皆様からは、短時間ではあったが大変有意義な意見交換であったとの御感想をいただいたところでございます。</p> <p>その後、意見交換の内容を踏まえまして、次期社会教育委員への申し送り事項について検討され、地域交流センターでの講座の提案、答申の具現化に当たる阻害要因排除の具体的方策の検討、地域交流センター職員との意見交換の実施などの提案がなされたところでございます。</p> <p>あわせまして、答申書手交時の要望事項といたしまして、社会教育委員会議の審議内容等の情報公開と答申書の配布先に対しまして要望書を提出することとなったところでございます。</p> <p>以上で、報告第4号の説明を終わります。</p>
宮原委員長 職務代理者	<p>それでは、報告第4号について、御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、続きまして報告第5号の社会教育委員会議からの答申について事務局から御説明をお願いします。山見課長。</p>
山見社会教育課長	<p>引き続き、私から報告第5号社会教育委員会議からの答申について御報告いたします。</p> <p>同じく資料番号①の議案集の10ページから12ページ、あわせまして資料番号④を御覧ください。</p> <p>まず、資料番号①の議案集の11ページにございますとおり、去る9月15日に社会教育委員会議原田議長から岩城教育長へ答申書が手交されたところでございます。その際には、委員15名のうち9名が同席されております。なお、欠席者として委員4名のお名前を記載しておりますが、杉山委員と南波委員のお名前が漏れておりましたので御訂正をお願いいたします。杉山委員、南波委員の2名でございます。</p> <p>答申書につきましては、資料番号④の1ページから6ページの答申書の本文、それと同じく7ページ、8ページの付表、それから9ページのイメージ図、これを一体のものとして作成されたところでございまして、詳しい内容につきましては御覧いただきたいと存じます。</p> <p>御案内のとおり、今回の答申につきましては、平成27年1月29日</p>

に教育委員会から諮問されました協働のまちづくりを推進するためのライフステージに応じた人材育成の方策につきまして、平成27年4月21日以降約1年半にわたり御検討いただいたものでございます。

答申書本文の4ページ以降にございますとおり、ライフステージを青少年期、青壮年期、高齢期に分け、各ステージに対応する望まれる人材像、人材の育成と確保の方法、人材の利活用等について定義されております。

手交の後、委員の皆様と教育長との間で意見交換が行われ、その席で資料番号①の議案集の12ページにございます要望書の提示も行われたところでございます。

その中では、今回の答申が市の各種施策の推進や市民の社会教育活動の活性化に役立つよう、大きく2点について要望されたところでございます。

1点目は、社会教育委員会議の審議内容等の情報公開について、公開の媒体、公開の内容、方法に関する3項目でございます。

次に、大きな2点目は、答申書の配布先について、行政のみならず地域づくり関係者や社会教育団体、民間団体といった多くの機関、団体への配布への配慮でございます。

その他、こちらにはございませんが、意見交換の中で、地域と教育現場でのさらなる連携や若者の定住による地域教育力の向上、高齢者の意識改革などについて、委員それぞれのお立場から御意見を賜ったところでございます。

今後、この答申や要望書をはじめとする社会教育委員会議の皆様からの御意見を踏まえ、地域、学校、行政が一体となって協働によるまちづくりの実現に向け、各種施策を講じてまいりたいと考えております。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

宮原委員長  
職務代理者

それでは、報告第5号について、御意見や御質問はありませんか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の付議案件につきましては終了いたしました。

次回の定例会は、こちらの第2会議室で、10月27日（木）午後2時からの予定です。

以上をもちまして、平成28年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

署名	<p>上記のとおり相違ありません。 平成28年9月27日</p> <p>委員長 _____</p> <p>署名者 _____</p> <p>署名者 _____</p> <p>会議録調製 _____</p>
----	--